

附属機関の委員選任マニュアル



令和3年4月(改訂版)

旭川市

目 次

I	市民参加推進条例第12条の（附属機関の委員）の趣旨と解釈	1
II	附属機関委員の選考に関する事務の流れ（フロー）	3
III-1	「附属機関の委員の選任に関する基準」	4
III-2	「附属機関の委員の選任に関する基準」の運用について	6
IV-1	「附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準」	10
IV-2	「附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準」の解釈・運用について	18
IV-3	附属機関の委員の公募に関する事務の主な流れ	23
	参考資料	24
	＜チラシ【例】＞	
	チラシ実例 市民協働推進会議	
	都市計画審議会	
	廃棄物減量等推進審議会	

I 市民参加推進条例第12条（附属機関の委員）の趣旨と解釈

（附属機関の委員）

第12条 市の機関は、附属機関（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関をいう。以下同じ。）の委員を任命し、又は委嘱しようとするときは、当該附属機関の委員の男女比率及び年齢構成並びに委員の在期数及び他の附属機関の委員との兼職状況等に配慮するとともに、全部又は一部の委員を公募により選考しなければならない。ただし、法令の規定により委員の構成が定められている場合、又は専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う附属機関であって、公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の公募の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

（趣旨及び解釈）

1 この規定を設けた趣旨

* 第1項について

- ・ 市が政策を立案するに際して、市民や各関係者の意見を広く聴取し、様々な角度から議論を尽くすために、諮問機関として附属機関が設置されています。この附属機関は、市民参加の一つの手法です。
- ・ 市民参加の一手法としての附属機関の適正な運営という観点から、附属機関の委員の任命又は委嘱に当たっては、多様な意見を反映していくため、男女比率、年齢構成等に配慮するとともに、全部か一部の委員について公募を実施することを決めました。
- ・ ただし書は、法令によるあて職の場合など公募を実施する余地のない附属機関や専ら高度で専門的な事案を取り扱う附属機関（医療や法律の分野など）であって公募になじまない場合等を想定しています。

* 第2項について

- ・ その他公募の実施に関して必要な事項（公募制の導入の方法、他の附属機関との兼任の制限など）については、規則やマニュアル等で定めるものとしたものです。

2 委員選任に当たっての基本原則

- ・ 附属機関や懇談会等は、市の政策形成プロセスの中においても重要な位置を占め

るものであり、その審議・検討内容は行政情報として重要なものであることから、広く附属機関等への市民参加（市民公募）の道を開き、諸会議の透明性・公平性を高めていくことは、市民参加の推進のための必須条件であると言えます。

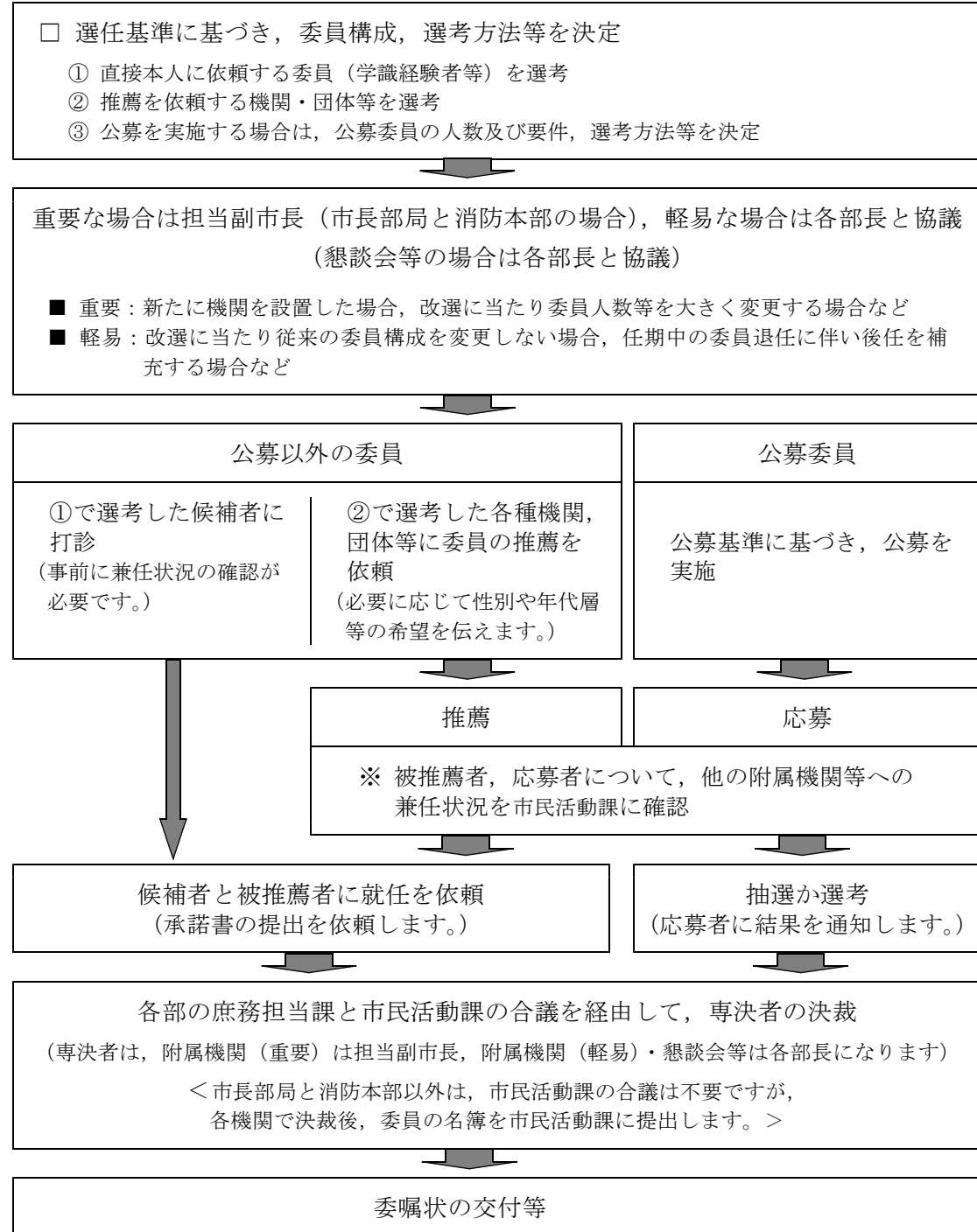
- ・ 現在本市では、附属機関や懇談会等の一部で公募が実施されていますが、必ずしも、公募により選出された委員の比率（公募枠）は十分とは言えません。
- ・ 今後、附属機関委員の公募制を順次拡大していくとともに、懇談会等についても、これに準じて公募制を導入していくよう努めなければなりません。
- ・ 附属機関等の委員の選任に当たっては、審議を適正・公正に進めるためにも、市民の自由な参加を保障するものでなくてはなりません。

また、企業やNPO等の組織・団体からの選任をはじめ、女性の登用率拡大、青年層の積極的な登用を行うなど、幅広い人材を確保するとともにバランスの取れた委員構成となるよう努めなくてはなりません。

II 附属機関委員の選考に関する事務の流れ（フロー）

※「選任基準」＝「附属機関の委員の選任に関する基準」

※「公募基準」＝「附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準」



□ 就任期間の途中で委員が退任する場合は，各部の庶務担当課と市民活動課の合議が必要です。

<市長部局と消防本部以外は，市民活動課の合議は不要ですが，各機関で決裁後速やかに，市民活動課に変更後の委員の名簿を提出します。>

Ⅲ－１ 「附属機関の委員の選任に関する基準」

1 対象とする機関

この基準の対象とする機関は、地方自治法第138条の4第3項に基づく法律か条例により設置される合議制の機関（以下「附属機関」という。）とする。また、要綱等により設置される懇談会等の機関（以下「懇談会等」という。）についても、附属機関に準じて運用するものとする。

なお、旭川市附属機関の設置等に関する条例により設置された種類の附属機関については、対象外とする。

2 附属機関委員の選任

(1) 選任の基準

ア 青年層の登用

各年代層からバランスよく選任するため、特に青年層（20歳代から30歳代）の登用に努めること。

イ 女性の登用

幅広い人材を確保するため、女性の登用を積極的に推進し、女性委員の割合が委員総数の50%となるよう努めること。

ウ 年齢の制限

各年代層からバランスよく人材を確保するため、年齢の上限は特に設けず、最低年齢は18歳以上とすること。

エ 長期在任の制限

広く市民の参加を促すため、原則として6年を超えて再任しないこと。

オ 兼任の制限

兼任については、原則として附属機関、懇談会等、それぞれ3つまでとすること。ただし、公募により選任する場合は、広く市民の参加を促していくという観点から、附属機関、懇談会等、合わせて3つまでとし、選考においては、他の附属機関等に在任していない者を優先して選任すること。

カ 推薦の依頼

関係機関、団体等に対して委員の推薦を依頼する場合は、代表者のみならず、実務担当者の参画を求める等、幅広い人材の確保に努めること。

キ 議員及び職員の選任

当該附属機関の不可欠の構成要素である場合を除き、本市の市議会議員及び職員（再任用職員，臨時職員，嘱託職員，会計年度任用職員を含む）を委員としないこと。

なお、属人的な専門知識及び経験に着目して委員とすることは排除しないものとする。

(2) 公募制の導入

ア 市民参加の視点から、法令や設置目的等に支障がない限り公募制の導入を目指すこと。

イ 公募に当たっては、「附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準」に基づき、募集すること。…10頁参照

(3) 委員の選考手順

- ・ 委員の選任基準に基づき、委員構成，選考方法等を決定する。
- ・ 附属機関の場合は，重要な場合については担当副市长（市長部局と消防本部の場合），軽易な場合については各部長と協議する。また，懇談会等の場合は各部長と協議する。
- ・ 協議後，予定者の選考を進め，公募する場合は募集を開始する。
- ・ 予定者に依頼する前に，市民活動課に備えている附属機関等委員の名寄せ台帳で複数の機関に在職している者かどうかを確認する。
- ・ 予定者に依頼し，書面にて承諾を得る。（公募委員については，応募用紙の提出により就任の意思が示されていることから，承諾書の提出は不要）
- ・ 各部の庶務担当課と市民活動課に合議する。

(4) 任期中における委員の退任手順

- ・ 原則として，委員本人から書面にて退任の意向を確認する。
- ・ 各部の庶務担当課と市民活動課に合議する。
- ・ 欠員の補充について決定する。

Ⅲ－２ 「附属機関の委員の選任に関する基準」の運用について

1 対象とする機関

「附属機関等の設置，運営等に関する指針について」において，旭川市附属機関の設置等に関する条例により設置された類型の附属機関については，各事務に係る制度の所管課が定める基準により選任することとされています。なお，選任基準が定められていない場合は，当該機関の所管課が定めるものとするとしています。

2 附属機関委員の選任

(1) 選任の基準

ア 青年層の登用

- ・ 青年層（２０～３０歳代）の委員が現状では特に少ない傾向にあります。
- ・ 各年代層からバランスよく人材を確保するため，青年層の積極的な登用に努めるものとします。

イ 女性の登用

- ・ 女性の登用を積極的に推進することで幅広い人材の確保に努め，ひいては男女共同参画の推進を目指すものです。
- ・ 女性委員の割合は，委員総数の５０％となるよう努めるものとします。

ウ 年齢の制限

- ・ 各年代層からバランスのよい，幅広い人材の確保が求められますので，委員の年齢に特に上限は設けません。
- ・ 最低年齢は，１８歳以上とします。

エ 長期在任の制限

- ・ 広く市民の参加を促していくことで附属機関自体を活性化させるため，特に事情がある場合を除き，原則として，通算在任６年を超えた委員は再任しないよう努めるものとします。

オ 兼任の制限

- ・ 上記エと同様に，広く市民の参加を促していくことで附属機関等自体を活性化させるため，兼任については，特に事情がある場合を除き，附属機関，懇談会等，それぞれ３つ以内（委嘱しようとする当該機関を含む。）を原則とします。
- ・ また，公募により選任する場合は，附属機関と懇談会等，合わせて３つ以内（委嘱しようとする当該機関を含む。）とし，選考においては，附属機関の委員や懇談会等の参加者に在任していない者を優先して選任します。

カ 推薦の依頼

- ・ 関係機関、団体等に対して委員の推薦を依頼する場合は、必ずしも代表者でなくてはならないということではありません。場合によっては、実務担当者の推薦を依頼するなど、幅広い人材の確保に努めるものとします。
- ・ また、依頼する際には、8頁の〈参考様式〉により、積極的な女性の登用や長期在任の制限を踏まえた依頼を行います。

キ 議員及び職員の選任

- ・ 行政への民意の反映等の観点から広く市民の参加を促していくため、法令等の定めがある場合などを除き、原則として本市の市議会議員及び職員の選任を控えるよう努めるものとします。
- ・ 属人的な専門知識及び経験に着目して、例外的に本市の市議会議員や職員を委員に選任する場合は、選任の理由を起案等に整理しておく必要があります。

(2) 公募制の導入

「附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準」を参照（10頁）

(3) 委員の選考手順

「附属機関委員の選考に関する事務の流れ（フロー）」を参照（3頁）

(4) 任期中における委員の退任手順

- ・ 委員本人から、書面による退任の意向を確認することが困難な場合は、その理由と退任日を起案等に整理します。
- ・ 欠員の補充については、附属機関や懇談会等の設置の根拠となっている条例等や、会議の進捗状況、委員の残任期間などを考慮して決定します。
- ・ 市長部局及び消防本部以外において委員の退任が生じた場合は、①機関名、②委員氏名、③退任日、④委員補充の有無について、市民参加推進係に連絡してください。また併せて、変更後の委員名簿（補充しない場合を含む）を提出してください。

● 『変更届』による委員の変更について

団体からの「変更届」によって任期中の委員変更が行われるのは、「あて職」（機関の設置の根拠となる条例等で委員の職が規定されている場合）により委嘱されている委員についてのみです。

単に団体推薦の委員が任期中に退任し、その後任を同じ団体から推薦を受けて選任する場合は、「委員の変更」には該当しないため、「退任」と「選任」の手続きがそれぞれ必要になります。

<参考様式>

旭〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

(団体名)
(代表者名) 様

旭川市長 〇〇〇〇
(〇〇部〇〇課担当)

「〇〇〇〇会議」の委員の推薦について(依頼)

〇〇の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の行政について格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・
・・。

つきましては、次期につきましても貴団体から御推薦いただきたく、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御推薦につきましては、御多用のところ誠に恐縮に存じますが、今後の委嘱手続の都合上、〇月〇日(〇)までに御回答いただければ幸いに存じます。

1 御推薦いただきたい委員数

〇人

2 委嘱期間

〇年間(〇年〇月〇日からを予定)

3 その他

委員選任基準において「女性の登用を積極的に推進すること」と定められておりますことから、貴団体の御事情の許す範囲で、役職等に関わらず女性の方を御推薦いただけますと幸いに存じます。

(※) また、〇〇様には、〇期〇年にわたり委員を務めていただきましたが、委員選任基準により「広く市民の参加を促すため、原則として6年を超えて再任しないこと」と定められておりますため、御配慮くださいますようお願いいたします。

(※) 現在就任中の委員の就任期間が通算6年を超えている場合に記載

※※ その他、機関の説明資料などがある場合は添付

<連絡先>

〇〇課〇〇〇係(担当 〇〇)

電話 (0166) ●●-●●●●

<参考様式>

推 薦 書

年 月 日

(宛 先)
旭川市長 ○ ○ ○ ○

団 体 名

代表者名

旭川市○○○○会議の委員について、次のとおり推薦します。

ふりがな 氏 名	
住 所	〒
電 話	

※ その他必要に応じて「団体における役職名」などの欄を追加

IV-1 「附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準」

(対象とする機関)

第1条 この基準の対象とする機関は、地方自治法第138条の4第3項に基づく法律か条例により設置される合議制の機関（以下「附属機関」という。）とする。また、要綱等により設置される懇談会等の機関（以下「懇談会等」という。）についても、附属機関に準じて運用するものとする。

(公募の基準)

第2条 附属機関の委員の選任に当たっては、積極的に公募を行うものとする。ただし、次に掲げる附属機関については、この限りでない。

- (1) 法律か条例等の規定により委員構成に制約があり、公募する余地がないもの
- (2) 高度に専門的な案件を取り扱う附属機関であって、特定の分野について専門的知識を有する者によって委員を構成することが、会議の存立要件であることが容易に認められるもの

2 公募委員の占める割合は、当該附属機関の委員総数の20パーセント以上を目標とする。

3 委員の公募を実施した結果、応募がなかったか応募が定数に達しなかったときは、指名、推薦、その他の方法により委員を選任することができる。

(公募委員の応募資格)

第3条 委員の公募において応募することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 旭川市内に居住しているか、通勤通学している者
- (2) 委員を委嘱しようとする日の年齢が18歳以上である者。
- (3) 本市の附属機関の委員又は懇談会等の参加者に2つを超えて在任していない者
- (4) 本市の市議会議員及び職員でない者

2 公募委員は、原則として、同一機関に継続して就任することができないものとする。

(公募の周知方法等)

第4条 公募の周知は、広報誌、旭川市ホームページ、その他適当な方法により行うものとし、1か月程度の応募期間を設けるものとする。

(公募の実施に関する公表)

第5条 公募の実施に当たって公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該附属機関の所掌事項
- (2) 委員の任期
- (3) 募集する委員の人数と選考方法
- (4) 応募の資格と方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(応募方法)

第6条 委員の公募に伴う応募は、書面により行うものとする。(様式第1号)

(公募委員の選考方法等)

第7条 公募委員の選考は、附属機関の設置目的等を考慮した上で、次のうちいずれか又は複数の方法により行うものとする。

- (1) 作文による選考
- (2) 面接による選考
- (3) 抽選
- (4) その他市長が適当と認める選考方法

2 前項各号(第3号を除く。)の規定により選考を行う場合は、原則として担当部内に選考委員会を設置するものとする。

3 選考に当たっては、市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に在任していない者を優先して選任するものとする。

(公募委員の選考結果の公表)

第8条 公募委員を決定したときは、応募者全員に、選考結果を速やかに通知するものとする。

(公募の実施に係る通知)

第9条 附属機関の所管課長は、委員の公募を実施しようとするときは、市民活動課長に速やかに通知するものとする。(様式第2号)

(庶務担当課の役割)

第10条 各部局の庶務担当課は、旭川市事務分掌条例施行規則第18条第2項第5号の規定に基づき、附属機関の委員の公募の適正な実施を確保し、推進するための事務を担うものとする。

(市民参加推進会議への報告)

第11条 委員の公募を実施した課等は、その実施結果を、随時、市民生活部長に報告するものとする。(様式第3号)

2 市民生活部長は、前項により報告された実施結果をとりまとめ、毎年1回以上、旭川市市民参加推進会議に報告するものとする。

附 則

(適用期日)

- 1 この基準は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、既に委員を公募し又は選考している場合であって、この基準に基づく公募又は選考に要する期間を確保できない場合等正当な理由があるものについては、この基準を適用しないことができる。

附 則 (平成16年4月1日決裁)

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年8月1日決裁)

(施行期日)

- 1 この基準は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、現に実施している附属機関の委員の公募については、この基準を適用しないことができる。

附 則 (平成20年4月3日決裁)

この基準は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日決裁)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日決裁)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日決裁)

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この基準の施行の際、現に実施している附属機関の委員の公募については、この基準を適用しないことができる。

附 則 (令和2年3月〇日決裁)

(施行期日)

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、現に実施している附属機関の委員の公募については、この基準を適用しないことができる。

<様式第2号>

○年 ○月 ○日

市民生活部市民活動課長

課長

附属機関の委員の公募について（通知）

附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準第9条の規定に基づき、附属機関の委員の公募について、次のとおり通知します。

機関の名称	
担当する事項 (審議内容)	「懇談会等」の場合は、様式中の用語を次のとおり置き換える。 ・附属機関 → 懇談会等 ・委員 → 参加者 ・審議 → 検討, 意見聴取 など ・任期 → 参加依頼期間 ・報酬 → 報償 (謝礼)
任期	
募集人員	
委員総数(公募割合) ※公募割合が20%未満の場合は、その理由を記載	
応募資格	
応募方法	
応募期間	
選考方法	
報酬の有無	
その他	
担当課と電話番号	部 課 係 担当 (内線) (直通)

<input type="checkbox"/> 広報誌への掲載 (掲載月 月)
<input type="checkbox"/> 市のホームページへの掲載と、市政情報コーナーへのチラシと応募用紙の設置 (希望日 月 日)

担当者 () 部 課 係 担当 (内線)

<様式第2号>【記載例】

○年○月○日

市民生活部市民活動課長

○○○○課長

附属機関の委員の公募について（通知）

附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準第9条の規定に基づき、附属機関の委員の公募について、次のとおり通知します。

機関の名称	○○○○審議会
担当する事項 (審議内容)	○○○○についての調査・審議を行う。
任期	○年○月○日（予定）から○年○月○日（2年間）
募集人員	2名（原則として、男女各1人ずつ）
委員総数（公募割合） ※公募割合が20%未満の場合は、その理由を記載	20名（20.0%）
応募資格	審議内容に関心があり、次のいずれにも該当する方 ・旭川市内に居住または通勤・通学している方 ・○年○月○日現在で18歳以上の方 ・本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に2つを超えて就任していない方 ・本市の市議会議員及び職員でない方
応募方法	○○課（□□庁舎○階）、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所、市ホームページにある所定の応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で○○課まで提出してください。
応募期間	○年○月○日（○）から○年○月○日（○）まで【必着】
選考方法	・応募者が募集人数を上回った場合は、後日、○○○○○○○についての作文を提出いただき、その作文を基に選考委員会で選考します。選考結果は、応募者全員に書面で通知します。 ・本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に就任していない方を優先して選任します。
報酬の有無	有（報酬 日額7,700円（所得税等を源泉徴収します。））
その他	・提出いただいた書類等は返却しませんので御了承ください。 ・会議は年間○回程度、平日夜間の開催を予定しています。
担当課と電話番号	○○部 ○○課 ○○係（内線）○○○○（直通）○○-○○○○

広報誌への掲載（掲載月 ○月）

市のホームページへの掲載と、市政情報コーナーへのチラシと応募用紙の設置
（希望日 ○月 ○日）

担当者 ○○部 ○○課 ○○○○係 担当○○（内線○○○○）

<様式第3号>

附属機関の委員の公募実施状況報告書 年 月 日 市民生活部長 (担当部局名)	
附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準第11条の規定に基づき、委員公募の実施結果について、次のとおり報告します。	
機 関 名	
<input type="checkbox"/> 公募の実施概要	< 募集人員 > < 委員構成が規定されている条例・規則等、公募の実施枠 > < 委員全体に占める公募委員の割合 > < 公募の周知方法 > <input type="checkbox"/> 公募チラシを添付すること
<input type="checkbox"/> 実施結果	< 応募者数 > < 選考方法 > < 選考 (抽選) 経過等 > < 選考 (抽選) 結果 >
<input type="checkbox"/> その他特記事項	

「懇談会等」の場合は、様式中の用語を次のとおり置き換える。

- ・ 附属機関 → 懇談会等
- ・ 委員 → 参加者

<様式第3号>【記載例】

<p>附属機関の委員の公募実施状況報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>市民生活部長</p> <p style="text-align: right;">(担当部局名) ○○部○○課</p> <p>附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準第11条の規定に基づき、委員公募の実施結果について、次のとおり報告します。</p>	
機 関 名	
<input type="checkbox"/> 公募の実施概要	<p><募集人員> 2人(原則として、男女各1人ずつ)</p> <p><委員構成が規定されている条例・規則等、公募の実施枠> ・旭川市○○条例第○条第○項 ・旭川市○○審議会委員選考実施要綱第○条第○号</p> <p><委員全体に占める公募委員の割合> 20.0%</p> <p><公募の周知方法> 広報誌○月号, 市HP</p> <input type="checkbox"/> 公募チラシを添付すること
<input type="checkbox"/> 実施結果	<p><応募者数> 5人(男性3人, 女性2人)</p> <p><選考方法> 提出された作文をもとに、選考委員会において選考</p> <p><選考(抽選)経過等> 女性については、応募者2人のうち1人が本審議会の現公募委員であったため、もう1人の応募者を委員として決定した。 男性については、応募者のうち1人が他の附属機関の委員に就任していたため、残る2人に作文の提出を求め、うち1人を選考委員会で選出した。</p> <p><選考(抽選)結果> 2人(男性1人, 女性1人)</p>
<input type="checkbox"/> その他特記事項	

IV-2 「附属機関の委員の公募に関する事務取扱基準」の解釈・運用について

【第2条関係】

- ・ 公募制は、知識と経験を有する市民の市政への積極的な参加を求めることを、その目的の一つとしていることから、条例や規則等の委員構成（組織）に関する規定において、公募枠がない場合は「学識経験者」の枠で募集することとします。
また、「学識経験者」の枠以外に、より適当な枠がある場合は、その全部か一部を公募委員の枠に充てます。
- ・ 第1項第2号の例として、具体的には、次のような案件を審議する附属機関が挙げられます。
 - ア 行政処分に関する審議等を行うもの
 - イ 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行うもの
- ・ 公募に当たっては、機関の効果的な運用が図られるよう、機関の所掌事務や設置目的を十分考慮し、募集人員、応募資格、選考方法（審査基準を含む。）等を定めます。
また、募集人員は男女同数とすることが基本ですが、公募以外の委員の選考状況（選考予定）や、例えば審議の内容から女性委員の割合を多くすることが望ましいと考えられる場合など、状況によっては男女比に多少の差を設けることができます。

【第3条関係】

- ・ 委員の公募については、広く市民の参加を促すため、兼任や同一機関への継続就任を制限していますが、一方で、各機関における公募委員の充実を図るためには、できるだけ多くの応募を獲得する必要があります。
- ・ 第1項第3号は、本市の附属機関や懇談会等に合わせて最大2つまでであれば、他の機関の委員等に在任していても、当該機関に応募できるとするものです。
- ・ 第2項の「原則として～」については、応募者が募集人員に達しなかった場合で、現（前）委員から応募があったときは、再任を容認するものです。
- ・ 委員への就任後、転居等により第1項第1号の規定に該当しなくなった場合は、公募委員の資格を喪失したものとみなし、原則として委員を退任するものとします。
同様に第1項第4号の規定に該当しなくなった場合も、原則として委員を退任するものとします。
ただし、いずれの場合においても、引き続き当該委員の意見を求めることが適当と判断する場合は、この限りではありません。

<公募委員が退任した場合>

- ・ 公募委員が任期中に退任した場合、次のいずれかの対処が想定されますが、担当課は、当該機関の会議の運営状況や残任期間によって適切な方法を選択します。
 - ① 委員公募を再度実施
 - ② 他の選任区分で選考（指名又は関係団体への推薦依頼など）
 - ③ 補充しない（根拠条例等の規定により不可の場合があります）
 - ④ 当初、公募を行った際の応募者（選考・抽選から漏れた方）から選考※ ④を選択する場合は、あらかじめ順位付けがなされている必要があり、依頼に際しては、上位者（次点）から当たることを原則とします。

【第4条関係】

- ・ 公募の実施に関しては、市民への周知を徹底するため、広報誌と市のホームページに掲載することを原則とします。（【第9条関係】参照）

また、必要に応じて、機関の審議事項に関わりのある団体等や、（施設運営に係る機関であれば）施設利用者にお知らせするなど、積極的に応募を呼びかけます。
- ・ 応募者数が定数に満たない場合は、再公募の実施や募集期間の延長も検討してください。その際、広報誌への掲載が困難な場合は、これを省略できるものとします。

【第5条関係】

- ・ 応募に当たっては、機関の性質や審議事項等を承知の上で応募いただく必要があることから、第5条各号に掲げる事項については十分な情報提供を行わなければなりません。そのため、公募に係る書面（チラシ）を必ず作成します。
 - ※ チラシはイラストの使用や色紙への印刷など、人目を引く工夫をしてください。
 - ※ チラシに掲載すべき事項（第5条各号に掲げる事項を除く）
 - ・ 全体の委員構成（人数、委員選任区分等）
 - ・ 会議の開催回数（頻度）及び時間帯
 - ・ 報酬（報償）の有無 など
- ・ 公募に関するチラシは、実施担当課と市政情報コーナーのほか、機関の担当する事項に関わりのある施設等で配布します。また、市のホームページからダウンロードできるようにします。なお、市有施設にチラシと応募用紙の配布を依頼するときは、22頁の<参考様式>に必要事項を記入し、チラシと応募用紙を合わせて提出してください。
- ・ 選考方法や応募資格は事前にお知らせする必要があり、抽選や選考の段階で変更することはできません。すなわち、募集後において、応募状況や他の委員（関係団体の推薦者等）の選考状況によって、公募委員の男女比率や年代層を調整することはできません。

【第6条関係】

- ・ 本条にいう「書面」は、FAX、Eメールの添付ファイルを含みます。
- ・ 応募用紙は、市のホームページからダウンロードできるようにします。
- ・ 応募用紙の裏面を公募に関するチラシとして活用することにより、第5条各号に掲げる事項のほか、機関の性質や審議事項等を効率的にお知らせすることができます。

【第7条関係】

- ・ 作文による選考を行う場合にあっては、応募段階での提出書類は応募用紙にとどめ、選考の必要が生じた際に改めて作文の提出を求めるなど、応募者の負担を軽減し、より多くの応募を獲得するための工夫に努めてください。
- ・ 第3項に規定する「選考に当たっては～」について、第3条第1項第3号規定は、飽くまで公募委員への応募資格として、複数の機関への在任を容認するものであり、選考に当たっては、他の機関への在任がない方を優先して選任することとします。

<選考の考え方>

(1) 選考除外

- ① 市の附属機関及び懇談会等の公募委員として、既に合わせて3つ在任している方
 - ・ 兼任制限の最大3つを超えて就任することはできないため、応募状況にかかわらず、選考から除外します。
- ② 現（前）公募委員
 - ・ 原則的には、公募委員が同一機関に継続して就任することはできないため、応募者が募集人員を下回らない限りは選考から除外します。なお、応募者が募集人員を下回り、かつ、募集人員の不足数を超えて複数の現（前）公募委員から応募があった場合は、不足分について現（前）公募委員の中から選考を行います。

(2) 選考

選考対象となる応募者が募集定員を超えた場合は、次の順に優先して選考します。

- ① 性別ごとの定数
- ② 市の附属機関や懇談会等への在任状況
他の附属機関や懇談会等に在任していない方を優先的に選任します。
- ③ 選考委員会の開催・抽選の実施
同条件の応募者について選考委員会による選考や抽選を行います。作文による選考を行う場合は、可能な限り、この段階で選考対象者のみから作文の提出を求めることとし、応募に対する負担感を軽減するよう努めます。ただし、機関の特性上、この方法によりがたい場合を除きます。

※（2）に定めるほか、必要となる選考要件がある場合は、あらかじめ各機関における要項等で定める必要があります。

【第9条関係】

- ・ 公募の実施を旭川市ホームページでお知らせする（基準第4条）ため、「附属機関委員の公募について」（様式第2号）を市民活動課に提出してください。

同課では、これをもとに募集開始に合わせて必要な事項をホームページ（「附属機関等の情報・委員募集」）に掲載します。

広報誌の掲載については、各担当課において必要な時期に広報係へ原稿を提出してください。

なお、様式第2号は、電子メール又は庁内メールで提出してください。

※ 様式は、市民活動課 I n w e b からダウンロードできます。

(E-mail : shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp)

【第11条関係】

市民参加推進条例施行規則第11条の規定に基づき、附属機関の委員の公募の実施状況を市民参加推進会議に報告します。報告に当たっては、附属機関の庶務を処理する課等（事務局）が作成した「附属機関委員の公募実施状況報告書」（様式第3号）を市民生活部（市民活動課）において集約します。

<市民参加推進会議への報告>

- ・ 事務局は、公募委員の選考を終え次第、速やかに、報告書（様式第3号）を市民活動課に提出してください。
- ・ 市民活動課は、各事務局から提出された報告書を集約し、市民参加推進会議に報告します。なお、報告は年1回以上行います。

<参考様式>

年 月 日

各 支 所 長
(各 施 設 の 長)

〇 〇 〇 〇 課 長

委員公募の実施に伴う関係書類の配布について（依頼）

委員公募の実施に伴う公募チラシと応募用紙の配布について、次のとおり依頼します。

公募機関名	〇〇〇〇〇審議会
配布期間 (依頼期間)	〇〇年 〇月 〇日 (〇) から 〇〇年 〇月 〇日 (〇) まで
特記事項 (広報誌掲載月等)	・ 広報誌〇月号で周知済 ※ 期間終了後、書類は (廃棄 返送) してください。

<担当> 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 〇〇〇〇係
担当者 〇〇 (電話 内線)

※懇談会等の場合は「委員」を「参加者」と読み替える。

IV-3 附属機関の委員の公募に関する事務の主な流れ

担当課		市民参加推進係
<ul style="list-style-type: none"> ●こうほう原稿を広報係へ(§ 4条) (発行月前月5日頃締切) □募集期間は1か月程度 □資料の配布場所(P19 § 5条関係) 担当課, 市政情報コーナー, HP他 	<p>【広報誌への掲載について】 広報誌は, 毎月19日までに各家庭に届くように配布されているため, 記事の内容は, 20日以降に実施される内容とします。 〈例〉・募集期間6/10~7/13 → 5月号掲載 ・募集期間6/20~7/23 → 6月号掲載 ※時間がない場合は15日~も可(6/15~7/23→6月号掲載)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ●こうほう校正(発行月前月17日頃) 	(Zion掲示板で確認)	○内容を確認
<ul style="list-style-type: none"> ●チラシ等の作成 (※実施2週間前まで・早めに) ◆チラシ □当該機関の所掌事項(§ 5-1) □委員の任期(§ 5-2) □募集数と選考方法(§ 5-3) □応募の資格と方法(§ 5-4) □全体の委員構成(P19) □会議の開催回数及び時間帯(P19) □報酬(報償)の有無(P19) ◆様式第1号「応募用紙」(P13)(§ 6) ◆様式第2号「公募の実施に係る通知」(P14)(§ 9), 記載例に沿って記入 	<p style="text-align: center;">➡</p> <p style="text-align: center;">電子メールで提出</p>	○内容を事前確認 (確認に2~3日要します)
<ul style="list-style-type: none"> ●チラシ等完成(決裁) ※市民活動課の合議は不要 □完成チラシ・応募用紙・様式第1号の 確定データ 	<p style="text-align: center;">←</p> <p style="text-align: center;">確認報告</p> <p style="text-align: center;">➡</p> <p style="text-align: center;">電子メールで提出 ※実施2日前まで</p>	○担当課に修正を提案 ○HP「委員の募集」に掲載 (募集開始日~)
<ul style="list-style-type: none"> ●チラシ等の発送(P19 § 5条関係) □チラシと応募用紙が別紙の場合はホチキス等で1部ずつ綴じること □参考様式(P22)を同封 □支所で配布する場合は, 東部まちづくりセンターでも配布すること 	<p style="text-align: center;">➡</p> <p style="text-align: center;">情報コーナー用を送付 ※実施2日前まで</p>	○配架 (募集開始日~)
委員公募実施		
<ul style="list-style-type: none"> ●選考 □就任状況確認(P18 § 3条関係) 応募者の氏名・よみ・生年月日を連絡 □様式第3号「公募実施状況報告書」(P16), 記載例に沿って記入 	<p style="text-align: center;">➡</p> <p style="text-align: center;">照会(電子メール) ※担当者個人アドレス宛</p> <p style="text-align: center;">➡</p> <p style="text-align: center;">提出(電子メール可)</p>	○チラシを撤去 ○HP「委員の募集」削除 ○他機関への就任状況を確認 ○実施状況を確認
<ul style="list-style-type: none"> ●決裁 □委員選任起案(P3・P5) ※市長部局と消防本部以外は合議不要だが, 決裁後に委員名簿を提出する 	<p style="text-align: center;">➡</p> <p style="text-align: center;">合議(又は名簿提出)</p>	○合議(又は名簿提出*) *氏名, かな, 性別, 生年月日, 就任日, 任期は必須

※詳細はマニュアル本文を参照してください。

※表中の(PO)(§ ○)は, マニュアルでの掲載場所です。(§ ○はP10・11における該当箇所です)

參考資料

<チラシ【例】>

「旭川市〇〇〇〇〇〇〇会議」 の委員を募集します。

応募期間 〇月〇日～〇月〇日

市民の皆様から幅広いご意見・ご提言をいただくため
会議委員を公募させていただきます。

■ 旭川市〇〇〇〇会議とは？

役 割

市長の附属機関であり、市が行う〇〇〇〇の取組について、市民の目線から評価・検証するとともに、本市の〇〇〇〇をさらに充実させ、一層推進するための議論を行います。

構 成

〇名の公募委員のほか、市内大学、市民活動団体、消費者団体などからも参加いただいております。〇名の委員で構成されています。

現在の任期（R〇. 〇～）の主な取組

- 〇〇に関する事業評価
- 〇〇事業に関する検証
- 〇〇に関する審議 など

〇〇〇会議の取組については、
市のホームページでも紹介して
います。 詳しくはコチラ ⇒



応募について 裏面をご覧ください。



たくさんのご応募を
お待ちしております。



★ 応募要領 ★

任期

令和○年○月○日から令和○年○月○日まで(○年間)

会議の開催 ※年間○回を予定

- 時間 平日の夜間(午後○時頃から)から、1回の会議は○時間程度
- 場所 市役所内の会議室を予定

報酬

会議1回の出席ごとに日額7,700円(所得税等を源泉徴収します)を支払います。

応募について

応募資格

つぎの条件をすべて満たす方が対象です。

- 市内に居住, 又は通勤や通学をしている方
- 満18歳以上(○年○月○日現在)の方
- 本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に、2つを超えて(2つまで可)在任していない方 【注: **選考方法** ※参照】
- 本市の市議会議員・市職員でない方

募集人員

○名(原則として, 男女各○名) ※委員総数○名

募集期間

令和○年○月○日(○)～令和○年○月○日(○)<必着>

応募方法

応募用紙(市ホームページにも掲載しています)に必要な事項と応募動機を記載し, 持参, 郵送, FAX又は電子メールのいずれかの方法で下記提出先まで提出してください。 ※提出書類は返却しません。

選考方法

応募者が募集人員を超えた場合は, 後日, ○○○○をテーマにした作文を提出いただき, その作文を基に選考委員会において選考を行います。選考結果は応募者全員に郵送でお知らせします。

※ 選考においては, 本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に在任されていない方を優先して選任させていただきます。

【お問合せ・応募用紙提出先】

〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎○階)

旭川市 ○○○○部 ○○○○課 ○○○○係

電話:(0166)○○-○○○○

F A X:(0166)○○-○○○○

E-Mail: ●●●●●●●●@city.asahikawa.lg.jp

